

第29回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成29年6月16日(金) 午後3時から午後5時まで

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

岡田純一郎(新任), 鹿野伸二, 狩谷あゆみ, 佐田尾信作, 杉山信作, 鷹村アヤ子,
月村佳子, 平谷優子, 藤本光徳, 増田吉則, 山下佑佳(新任), 湧田耕辰
(五十音順, 敬称略)

[説明者]

森本清美事務局長, 松枝良和首席家庭裁判所調査官, 奥谷智子家事首席書記官,
寺崎益朗少年首席書記官, 山口賢二次席家庭裁判所調査官, 桐山早苗家事訟廷管
理官, 段代俊則会計課長

[事務担当者]

松嶋修二総務課長, 福原美樹総務課課長補佐

第4 議事

1 委員異動報告

2 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁委員会バックアップ委員会から申出のあった1
人が傍聴することを許可した。

3 開会宣言(総務課長)

4 委員長挨拶

5 委員挨拶, 自己紹介

6 議事

「利用しやすい裁判所について」

協議に先立ち、各委員には次のケース1から7までの事案を2つずつ割り振り、庁舎の案内表示によって手続の目的地まで到着できるかについて、それぞれがアクセスを体験した。

ケース1（離婚調停申立て）→目的地：家事受付①

ケース2（相続放棄の申立て）→目的地：家事受付①

ケース3（保佐人の申立て）→目的地：成年後見③

ケース4（成年後見人の申立て）→目的地：成年後見③

ケース5（審判期日（場所：弁論準備室）への呼出し）→目的地：人事訴訟②

ケース6（調停期日）→目的地：家事調停・遺産分割④

ケース7（調査期日）→目的地：家事調査官室

[委員長]

皆様、体験されてみて御意見や御感想はいかがでしょう。

[A委員]

私はケース3とケース5を体験しました。認知症の母親のことについて手続が必要だということで、これは恐らく成年後見の関係だろうと思い、事前の知識があったので割とすんなり正しい場所へたどり着くことができました。ただし、これは、そういう事前の知識があったからできたのではないかと思いますので、普通の人だったらちよつと分かりにくかったのかなという感想を持ちました。

その次は、ケース5でした。ケース5は弁論準備室に来てくださいということで、場所がはっきり明示されていたので簡単だと思っていたのですが、これは実はびっくりしました。看板などを見たのですが、場所は非常に迷いました。迷っていたのですが、場所の上に家事審判期日と書いてありましたので、結局、家事審判のところに行ってしまう、答えとしては不正解でした。期日呼出状の見方に苦慮しました。

[B委員]

家庭裁判所は何となく入りにくいところですので、入ったところに案内係みたいな人がいて、「今日はどんな御相談ですか。」というふうに聞いていただければ、すごくいいのではないかと思います。

[C委員]

私はケース1とケース5を体験しました。ケース5については、期日という言葉だけで、つい2階のほうに行ってしまったという間違いがありました。期日呼出状に、2階の何号室とか、1階の何号室というふうに書いてあったら、もっと便利かなと思いました。また、裁判所というだけで入るときに足がすくむというようなこともありますので、先ほどおっしゃったように、御案内の方とかいらっしゃったほうが便利かなと思いました。

[D委員]

私は、ケース4とケース6を体験しました。ケース6は、調停期日通知書に「2階④窓口までお越しいただき」と明記されていたので、順調にたどりつくことができました。1階の正面玄関を入ったところの表示板にも「2階へ 調停の期日に出席される方」と書いてありましたので、2階へはスムーズに上がりました。

2階に上がったら一番大きな表示が壁面に④と書いてあって、「家事書記官室」と書いてありました。これで左のドアを見たら、「家事調停・遺産分割④」と書いてあり、その下に張り紙で、「調停に来られた方は中にお入りください」と書いてありましたので、この一言で確信を持ってここだなということが分かりました。それまでは、実は④の文字がそれぞれいろいろあるので、ちょっと迷ってしまいました。ですが、この通知があるので、その部屋に入ることができました。

ケース4は、「今日は、どのような手続が必要なのかを教えてもらいたいと思い、初めて家庭裁判所へ来ました。」という設定でしたので、結論としては、①の家事受付に入りました。この相談内容は家事だろうと思ったのですが、正面玄関の案内表示の中でここだと思えるところがなかったので、①の家事受付に入りました。ただ、入口のドアには「家事事件受付」とありましたので、これは相談をしてもいいのかどうかと思い、ドアの前でしばらく考えました。そもそも予備知識がない状態でしたので、そういった場合に迷いが出るのかなと思いました。先ほどの委員がおっしゃったように、一般的な手続として、このケースではどこに行ったらいいですかと聞けるようなワンストップのデスクのような窓口があると、もっといいのかなと思いました。

[E委員]

私もB委員とD委員と同じ意見です。今日の委員会でこのようなシミュレーションを企画されていますが、基本的には、受付案内台のデスクを置けば、全て解決する問題ではないかと思っています。今現在、受付を置いていない理由を逆にちょっとお聞きしたいと思いました。

[F委員]

1階正面玄関にこのような案内表示板があったことに、配布された資料の写真を見て今初めて知りました。この表示板にも気付かずに一生懸命探し歩いていたのですが、このようなのが正面玄関にあったのですね。これは初めて来た人には見づらいということがあります。私はケース6でしたので、2階の④のところに行きましたけど、「お入りください」と書いてあってもなかなか入りづらいものです。受付窓口のようなところがありませんし、入りづらいなと思いました。どこの病院でも窓口があって、どうぞと言ってくれるけど、裁判所ってこんなものかなとか、そう思いました。

[G委員]

私は、ケース3とケース7でした。ケース7の調査期日通知書は、いろいろ書いてありましたので間違えませんでした。ケース3のほうは、間違えて家事受付に行ってしまった。家庭の中での財産処分のことかなと思ってそちらへ行ってしまった。ですから、やはり自分が困っていることは、裁判所の情報でいうとどういふところに当たるのかということを確認されるところがあればよかったです。総合受付とか何かそういうものがあれば、そのほうが探しやすかったかなと思います。

[H委員]

私は、ケース1とケース7でしたが、案内表示に従って場所までたどり着くことができました。案内表示が比較的目線の低い位置に設置されていたので、車椅子の方や小さいお子様の方でも見やすい位置にあると思いました。ただ、初めて入って、一番最初に正面玄関の待合ロビーの看板が目に入りますので、その看板を大きくしたり、例えば離婚というのが家事に当たるのか、人事に当たるのか、後見に当たるのかということが看板に書いてあれば、もっとスムーズに行きやすかったかなと思いました。

[I 委員]

私はケース7とケース2に行きました。ケース7は、家事調査官室ということで、分かりやすかったのですが、日本語があまり分からない外国人の方だった場合には、ここにもたどり着けない可能性があると思いました。

ケース2は、1階の家事受付①でしたが、あまりにすぐでしたので、ここでいいのかというのがちょっと分かりませんでした。案内板には、家事受付、人事訴訟、成年後見と書いてあるのですが、自分の用事が何になるのかが分からなかったり、おそろしく不安な気持ちで来られることもあると思いますので、案内がもっと分かりやすければよいと思いました。また、家事受付の部屋を外から少し覗いてみましたが、かなり狭くてごった返している感じでした。いろいろなケースで来ているときに、知り合いに会ったらどうしようかと思うこともあるでしょうし、プライバシーの関係はどうなっているのかなと思いました。

[委員長]

多くの御意見をいただき、ありがとうございます。これから議論するに当たって、いくつか分類できるかと思います。一つは、まずそもそも総合案内所があればいいのではないかということ。もう一つは、呼出状の文言、書き方について問題があるということ。それと、表示板の問題と受付にたどり着いた後のプライバシーの問題でした。

まず、多くの方から、総合案内があれば大体足りるのではないかという御意見がありました。これについては、本当に言い訳になってしまうのですが、やはり一つは、皆様御存じのとおり、国家公務員は全体的に非常に予算削減、人員削減が言われている現状があります。裁判所で、今までの業務を続ける中で、案内業務の人間を1人置くという予算がなかなかつけられないというか、余裕がないということがあります。昔は、裁判所にも警備を兼ねた案内の職員を置いていた時期がありました。今でも大きな裁判所にはおりますが、裁判所の職員として、そういう案内をする者はだんだん削減されて、警備が必要な場合に警備員だけを配置している状況にあります。

広島家庭裁判所には警備員がおりまして、いらっしゃった方のほうからお尋ねがあ

れば対応はしています。総合案内を置くことが理想だということは分かりますが、予算上と人員配置上の問題から、それができないという現実があります。我々職員は、廊下で迷っているような人がいたら声をかけたりすることは行っているのですが、それでは足りない、やはり総合案内を置かないと本当に困るし、置く必要性があるということであれば、他の業務が遅れることになったり他の業務を減らすことになったとしても総合案内を配置するという考え方もあると思います。それについて、皆さんの感覚はいかがでしょう。

[E委員]

今、国家公務員の予算や人員削減の件をおっしゃいましたけれども、この業務が公務員でなければいけないということでもないのではないかと思います。例えば、派遣社員で賄うとか、警備については警備会社に委託して案内をさせるなど、何かそういった可能性はないでしょうか。

[委員長]

可能性がないと言われると、全くないとは断言はできませんし、考える余地はあるかもしれません。委託するとなれば、費用はそれなりにかかるわけですが、費用をかけてでも、やはり設置の必要性が高いと感じられるのでしょうか。

[G委員]

病院も同じように、自分の行きたい診療科へたどり着くのが大変なのですが、ボランティアさんが玄関のあたりで案内などをしています。ただ、裁判所では、あまり人とは顔を合わせたくないということもあるのかもしれないね。

[委員長]

今、ボランティアの利用ができるのではないかというお話がありましたが、そのあたりはいかがでしょう。

これは、もう私の全く個人的な感覚ですが、やはり結構家庭の問題やプライバシーの問題などがありますので、ボランティアであるか、職員であるかということについては明示することになると思います。病院の場合には、その方が病院の職員なのか、ボランティアなのかは分かるようになっているのでしょうか。

[G委員]

見るからにボランティアという感じです。

[委員長]

やはりプライバシーの関係を考えると、公務員である職員には守秘義務がありますが、ボランティアにそこまでお願いできるのかという問題もあります。この点につきましては、裁判所でもう一回検討していきたいと思います。

次に、パーテーションがないから相談しにくいのではないか、知っている人と顔を合わせるような危険性があるのではないかという話がありましたが、これについての御意見はいかがでしょうか。

[J委員]

先日、区役所に行ったのですが、そこでの届出場所がブースのように横と後ろに仕切りができて、背中越しにも見えにくいような構造になっていました。今の家庭裁判所の受付の広さからすると難しいようにも思いますが、社会の状況からすると、家庭裁判所でも同じような工夫をするという検討もあり得るかもしれないと思いました。

[委員長]

御意見にありましたように、家庭裁判所の受付は狭いため、パーテーションを設置することで余計に狭くなるという問題もあるように思いますが、時代の流れとしては確かにそのようなことも必要な時代になってきていると思います。

J委員は、弁護士として、当事者の方がそれで非常に嫌な思いをしたなどの具体的な話を聞かれたことはありますか。

[J委員]

調停の申立ての準備の際などに、プライバシーがなかったというような話は聞いたことがありません。むしろ、受付でちゃんと対応していただいたという話を聞いていました。ただ、今の話を伺っていて、なるほどと思ったこともあります。人に見られたくないから遠くの裁判所で申立てをしたいと相談を受けて、管轄が決まっているからそれは難しいということを伝えたこともありました。当事者の思いとして、プライバシーに配慮するということが潜在的なニーズとして検討する必要があるように思い

ます。

[I 委員]

家事事件の関係で来られた方全員が家事受付に行くのであれば、ごった返してしまうと思いましたが、それぞれの用件に応じて、家事事件受付、人事訴訟受付、後見関係受付へと案内板が1階待合ロビーに設置してあるのですね。ただ、この案内板は小さすぎるのではないかと思います。

[F 委員]

見えないと思います。案内板は全然目線に入らなかったです。

[委員長]

私たちとしては、①家事事件受付が総合受付に近いような感覚もあったのかと思いますが、考え直す必要があるかと思います。

我々が普段使っている家事事件、人事訴訟、後見関係という区別自体が非常に分かりにくいというところもあるのでしょうか。家庭裁判所の業務について詳しくない国民の方々からすれば、このような言葉自体が何を意味するのか分かりにくいのかもかもしれませんが、この言葉を説明し直すというのは難しいでしょうか。

[奥谷家事首席書記官]

当庁では、主に①家事事件受付というところが、家事事件に関する一般的な受付ということにしています。人事訴訟と後見は別のグループとして、②と③の窓口に分けていますが、もし間違えて①の窓口に来られても、当然、②の窓口や③の窓口への御案内は適切にさせていただきます。

正面玄関に入ってすぐの案内板については、若干小さいという御意見もありましたので、検討していきたいと思います。

[委員長]

家裁の事件全体から②人事訴訟受付、③後見関係受付を除いたものは、全て①家事事件受付だという趣旨が分かるようにすればいいのでしょうか。今日は①家事事件受付の窓口はかなり混んでいたという状況でしたが、普段はどうでしょうか。

[奥谷家事首席書記官]

日によって異なりますが、家事事件受付には、通常は1日30人以上くらい、多い日は40人から50人くらい来られます。銀行などのように、受付の部屋に入って番号札を取っていただくようにしておりますので、自分が何番で、今何番の方までが窓口で説明を聞かれているかが分かるようになっていきます。今日は確かに少し多かったように思います。

[委員長]

ただ、その場合、番号札を取って並んで待ってから窓口に行ってみたら、この窓口じゃないですよと言われる悲しさというのがありますよね。そういう意味では、少し考えなければいけないかもしれません。

[C委員]

1階待合ロビーの案内板ですが、正面玄関から入って一番奥に置いてありましたので、正面玄関から入ってすぐのところに置いてあれば分かりやすいのではないかと思います。

[委員長]

普通はやはり入ってすぐのところで案内板を探すのでしょうか。そこがないと気付かないということになりますか。

[C委員]

いろいろな方がいらっしゃいますので、案内板がもう一つ置いてあってもいいのかなという気がします。

[J委員]

私もこの1階待合ロビーの案内板は全く目に入りませんでした。やはり基本的な動線としては、家庭裁判所の正面玄関から入ると、多くの方は左に曲がっていくことになると思いますので、今、パンフレットが入っている棚が置いてあるところの壁の部分に大きな案内表示があると、多分全ての方の目に入りやすいのかなという気がします。

[委員長]

正面玄関を入ってすぐ1階の総合案内板については、大分検討の余地があるという

ことが分かりましたので、検討させていただきます。あとは、呼出状についてですね。

[B委員]

今、呼出状とおっしゃったので、ちょうどよかったと思ったのですが、呼出状って何か嫌な感じがしませんか。

[F委員]

分かりにくいですね。

[B委員]

何となく、呼び出されるというのは嫌だと思うのです。何か上から下に呼び出している感じじゃないですか。家裁の立場として、平等な形でもう少し柔らかい文章にさせていただけるとありがたいなと思います。

[委員長]

基本的には、条文に書いてある言葉を使うというふうを考えてしまっているのですが、条文はその法律の話であって、実際に使うときには違う言葉を使ってもいいという考えもあり得ると思います。

昔、よく言われたのは、出頭という言葉です。出頭してくださいという言葉だと、いかにも何か罪人が引っ張り出されるみたいなイメージで、非常に嫌だという話があったことがありました。やはりそういう感覚も今は厳しくなっていますし、その言葉を使う必然性があるかどうかについては、検討の余地があると思います。

また、期日呼出状で、下のほうには①番とか②番窓口までお越しく下さいと書いてあるのに、「場所」には違う場所が書いてあるものがありました。これは、どちらに行くべきなのか分からないということにもなるのでしょうか。これについて、どのようになれば誤解を生じずに分かりやすくなるかについて、こちらでこれから検討することになると思います。

[F委員]

私たちは素人なので、人事訴訟とは何だろうかとすごく悩みました。後見は分かりませんが。

[委員長]

人によっては、後見という言葉が分からない方もいらっしゃる可能性があります。ただ、その説明内容を全部書くとすると、文章での案内板になってしまいますので、逆に文字が小さくなって読みにくくなるということにもなるかと思います。

[F委員]

難しいですね。

[委員長]

詳しく書いて分かるようにしたほうがいいのか、ぱっと見て見やすいように字が大きいほうがいいかについては、書類の問題にも同様のことがありますので、これから伺いたいと思います。

調停の申立てをされた申立人と相手方にお渡ししている書類について、事前に御覧いただいておりますが、これについて御意見がありましたらお願いします。

[B委員]

まずは調停というのは、当事者が主体的な紛争解決をするのだという意識を持ってもらうための働きかけをすることが一番必要なのではないかと思います。当事者双方が自分たちのどこに問題があるのか、なぜ離婚しなければいけないのかを考えて、それぞれの成長に役立つような調停をしていく必要があるのではないかと思います。

[委員長]

その点については、調停を進める中で、調停委員が当事者に働きかけたりするのですが、それよりも前段階の説明書類をお渡しする時点でもそのようなことを伝えるべきということでしょうか。

[B委員]

例えば、実際に調停の前に家庭裁判所の方から説明があれば、自分で考えながら書いてみるということができると思いますので、そのほうがいいのではないかと思いますし、いろいろな方法があるのではないかと思います。

[F委員]

この書類は、どの段階で渡しているのですか。

[委員長]

申立てをしようとする最初の案内をする段階です。

[F委員]

案内のときに、この説明書類を全部出されるのですか。以前に聞いた話では、もうどうにもならなくなった最終段階の人が離婚の申立てに来られるのだから、すぐに交渉に入るということでした。要するに、お互いが嫌だと決めてここに来られる方が、あるいは迷いが生じているときに来られる方とでは、その扱い方が違ってくると思うのです。絶対嫌だと言っている人に何か言っても、今の若い人などは、もう無理な方が多いので、その段階でまだどうしようかなという迷いがある人は来られないということですか。

[委員長]

いえ、それは本当にそれぞれでして、当事者間で話し合いをするのが嫌だから、もう話もせずに最初から裁判所に来るという方もいらっしゃいますし、当事者でとことん話をしてまとまらないからいらっしゃる方もおられます。絶対に離婚すると確信を持っていらっしゃる方もあれば、場合によればうまく円満に解決しようという方もおられますし、離婚しようか迷っている段階で来られる方もあります。そこは千差万別です。

[F委員]

私たちの世代は、子どもが一番だから、子どものことを考えて離婚は思いとどまるというような意見がたくさんあったと思うのですが、今の方は、子どもよりも自分だという思いが強いのかなと思います。自分が嫌だから別れる、子どもは二の次という感じになっているのではないかと思います。

[委員長]

調停の手續が、その人の離婚の交渉の中でどの段階なのかは千差万別ですので、どの時期だという特定はできないと思います。その段階によって、何がどのように変わってくるのか、どういう段階であれば何をしたらほうがいいのかありますか。

[F委員]

そこまでは私も分かりません。ただ、昔は本当に、まず第一に子どもがどうなるか

を考えなさいと昔の人はよくおっしゃっていたのです。今は、親がもう嫌だから別れると決めてから、子どもをこっちが引き取る、あっちが引き取るという段階にすぐいっているように見えるのです。そうすると、後々どうなるかということを考えないような調停になるのではないかと思います。

[委員長]

調停では、いろいろな事件がありますが、そのあたりにつきましては、調停の手続に入ってから、調停委員から、こういうことを中心に考えてくださいという説明をしています。調停をする以上は、そのようなことを十分考えていただく必要があるのですが、あまりそのことを強調して書くと、説明書類の文字数もページ数も増えることになりますので、そこが必要なかどうかを裁判所としては迷っているところです。

[I 委員]

説明書類については、外国人などの日本語があまりできない人や、知的障害や発達障害やコミュニケーションがうまく取れないような障害の人の問題もあるかと思えます。ただ、離婚をそんなに勧めるものではないということで考えれば、書類はあまり簡単ではないほうが良いということになるのかも思います。成年後見人の場合は、分かりやすさが必要だと思いますが、離婚の場合は、多少敷居も高くなったほうが良いのかという気もしています。

書類については、暴力やつきまといに関することや子どもの問題などについてもチェックするようになっていましたので、分かりやすいのかなという感想を持ちました。

[委員長]

暴力やつきまといの情報などは、事故が起こる可能性があつて怖いものですから、事前の情報収集としての意味があります。また、先ほどお話があつた、なかなか理解力の弱い方とか、外国人の方は、窓口で職員が説明をしながら、直接書いていただく場合があります。

[J 委員]

当事者の中には、知的に障害といえるのかボーダーくらいの方や、日本語は普通に理解ができて、養育費や親権などといった法律用語については理解できないという

方もおられると思います。そういう方が支援を受けられるような場所に行くことができればいいのですが、必ずしもそうではないと思います。先ほど、書類を分かりにくくして離婚のハードルを上げるといったような意見もあったかと思いますが、やはりそれは良くないと思います。離婚をしなければならない人が手続が難しすぎてできなくなるということはあってはならないと思います。

私は、当事者の方と一緒に申立書を書くことがありますが、実感としては、それほど過負担だとは感じません。確かに、一人で書くには少し手間だという気もしますが、やはり自分で離婚をして、子どもの親権や養育費などを決めていくというのは大きなことですので、このぐらいの負担感といえますか、考えてもらうためにはちょうど良いのではないかと思います。今は同じ様式に統一されていますので、分かりやすいのが良いと思っていますところでは。

[G委員]

説明書類について、私は分かりやすいと思って読めたのですが、読むことが非常に苦手な人が結構いらっしゃいます。最近では、そういった障害に配慮して、受験のときにも受験時間や別室受験などの合理的な配慮がされている実情があります。読み書きが苦手な人については、事前に診断書を出したりして、試験問題を読み上げるなどの特別配慮もされていますし、今はそういう配慮の時代になってきているのだと思います。例えば、学校の授業で先生と話して口頭で答えると満点なのに、文章で書いてある試験では0点というような人もいます。読字障害や書字障害などを含めた学習障害の発現は4パーセントくらいと言われていますが、そういう人を想定したときに、書くことが中心の書類では、なかなか理解がされない人もいると思います。また、その逆で、書いてあることは読み取れるのに、話し言葉になると分からないとか、電話のやりとりが理解できないという人もいます。コミュニケーションそのものに負担感を持っておられる方がいらっしゃって配慮要請をされたとき、どの程度配慮をするのかについては、今後の課題になるかもしれないと思いました。

[委員長]

先ほど申し上げたように、窓口に来ていただければ、もちろん係の者が横について

御説明を申し上げながら書いていただきます。電話による問い合わせにも対応して
ます。

[G委員]

書面の言葉遣いについて、「書く言葉」を中心に記載されていると思いますが、そ
れが苦手な「話し言葉」を中心に記載されているほうが理解しやすいので、そういっ
たことが必要な方の中にはいるのではないかと思います。

[委員長]

そういう場合には、そういう方専用のものをつくるということでしょうか。それと
も、そういう方も含めて理解できるように、全部そういった「話し言葉」的ではちょ
っと情報量が少なくなるというか、文章が長くなってしまいますので、読むことに慣
れている人が読むと、かえって分かりにくいような面も若干あるかなと思いますが、
その辺はどうでしょうか。

[G委員]

そういう配慮要請があつて始まるのかなと思います。ただ、そういうハンディが自
分にあるということに気づいていない方で、話がこじれていて、全然話が進まない
というときにどうするかということがどうしても必要です。本人自身が自分のそういう
弱点を知って不利にならないように、いろいろ支援要請というか、配慮要請があつた
ときにどうするのかの場合によって分かれるのではないかと思います。

[J委員]

結局、障害者差別解消法の合理的配慮を、家庭裁判所が自らどの程度行うかという
話になってくると思います。それは今の話に出たような障害がある方、身体障害も含
めての障害がある方についてどうするかという視点で、利用しやすいというのはどう
いうことなのかと考えていく必要があると思います。I委員がおっしゃっているよう
な、多言語というところについても、ある程度日本語が話せる方でも、法律用語はほ
んど分からない方が圧倒的だと思いますので、多言語に対応した書類があれば非常
に助かると思います。最高裁のホームページには、ある程度の資料があるのかもしれ
ませんので、そういうものを活用したほうがいいのかと思います。

例えば、国際結婚で連れ去りがあった場合など、ハーグ条約の本来管轄は東京と大阪ですが、面会交流は広島も管轄がありますので、その場合に支援者につながっている人は対応できますけど、支援者がいない人が家庭裁判所に一人で来られた場合には、やはり対応に困る可能性がありますので、そういう場合にどうするべきか考える必要があると思います。私たちは日本語も全部分かるわけですが、障害がある方も多言語の方もおられます。本日の話をさらに深める話かもしれませんが、そういったことを検討するというような問題提起があったように思います。

[委員長]

多言語については極めて大きな問題だと思いますが、それはまた考えることにして、ちょっと置かせていただきます。

[B委員]

それはそうとして、分かる範囲でお書きくださいとか、無理のないようにお書きくださいということを書いておけばいいのではないですか。全部埋めなくてもいいということ。

[委員長]

全部書けないから、出せないというように思ってしまう可能性があるということですかね。

[B委員]

そうですね、家庭裁判所から届いたものとなると、そういう可能性があるでしょうね。ですから、分かる範囲でお書きくださいと一言でも書いてあればいいのではないのでしょうか。

[A委員]

この「夫婦関係調整調停について」や「夫婦関係調整調停申立の際の注意事項」という説明資料ですが、これは本日の委員会資料としてこのサイズになっているのでしょうか。それとも、このままを実際の当事者に渡されているのでしょうか。

[委員長]

これは実際に当事者の方にお渡ししている現物の資料そのものです。

[A委員]

そうであれば、これは不親切だという感じがしました。A4の1枚に2ページ分が縮小してあるものが裏表の両面になっていますが、このサイズ感でよいのかと思いますし、全体的に不親切な感じを受けました。また、文言についても、皆さん理解されたとおっしゃっていましたので、すごいなと思いました。確かに全体的には一応理解できる内容だとは思いますが、細かいところを見ていくと、分かりにくいと思いました。

例えばコピーのことについてですが、こういう申立てをする人は、自分でもコピーは持っておきたいと思うでしょうし、相手には何枚渡すのだろうかということが気になったりすると思うのですが、説明の中には「コピーは不要です。」とか「コピーはご自身で準備してください。」などいろいろ書いてあって、結局いくつ出せばいいのかと思いました。

また、「書類の提出について」の項目に、申立人が提出する書類には「甲1」「甲2」「甲3」と記入してくださいと書いてありますが、これは提出する人が書くのでしょうか。これもすごく不親切だなと思いました。

それから、「夫婦関係調整調停について」の説明資料の「1夫婦関係調整（離婚又は円満調整）調停とは」に、「調停は、非公開の場で、話し合いにより、実際に即した適正妥当な解決を図る手続で、公開の法廷で双方が主張、証拠を出し合って争い、裁判所がその当否を判断する訴訟（裁判）とは異なります。」という部分は、国語的におかしい文章だと思います。「公開の法廷で双方が主張、証拠を出し合って争い」という部分について、最初に読んだときには、調停は公開の法廷ですのかと思ってしまったのですが、よくよく読んでみると、この言葉は後ろにかかっていたと分かったのですが、カンマが二つ入っているので、どちらにもとれる文章だと思いました。

[委員長]

ありがとうございます。今の御指摘は一つずつ検討しなければならないと思います。

[D委員]

今の文章の構成のあり方と関連する部分もあるのですが、教育行政でもよくありが

ちなのが、行政言葉を使うということです。これはいわゆる業界用語といいましょうか、教育行政の中で一般的な言葉として使うのですが、保護者と一般市民には分かりにくい言葉というのは、よくあります。例えば「教育課程」という言葉ですが、これは教育内容と授業という内容や時間数といった教育の計画のことですが、そういった言葉を使ったりしています。市民に説明する際に今特に気をつけるのは、市民からの目線でどういう言葉に置きかえたら使えるかどうかということですが、これは通じるだろうという言葉がなかなか通じない場合や、それが誤解されるところもあります。

そういう自戒を含めて裁判所の書類を拝見したときに、まず申立書で「事件」という言葉が出てきますが、一般市民にとって事件というのは、いわゆる新聞で見えるような事件という受取りしかしないと思うのです。認識としては、恐らく我々の使う事案という程度のことだと思います。

また、最高裁判所が作成している説明資料の「夫婦関係事件（離婚）の申立てについて」で「はじめに」に記載されている部分（リード文）ですが、前半部分はよく分かるのですが、後半部分に「調停の申立てをして、家庭裁判所で話し合いをすることができます。」という部分があります。ということは、家庭裁判所というのは、話し合いの場の提供であって、それをより良い方向に導くという役割ではないのかなという気がします。「家庭裁判所で」の「で」というのは場所のことですね。「はじめに」の部分は、いわゆるリード文ですので、ここにやはり当事者同士が話し合いをしながら主体的に解決に向かってほしいということが表れておく必要があるのではないかと思います。したがって、家庭裁判所というところが一体何をしてくれるのかが少し分かりにくいのかなと思いました。そういう表現を変えるだけで、意識の面での利用しやすさが少しでも市民に広がりやすいと思いますので、一つの工夫かという気がしました。

[委員長]

やはり私たちは、つい自分たちの知識を前提に書いてしまっているということでしょうか。この書式自体は、最高裁判所が作成しているものですから、すぐに記載内容を変更するということではできませんが、今のような御意見を伝えることはできますし、

広島家裁で作成するものについては、そのあたりの意識をしていく必要があると思います。

[C委員]

記入するスペースが少ないように思いますので、これを改善すればよくなるように思いますし、分からないときの問合せ先などとして電話番号が書いてあれば、よりよくなるのではないかと思います。

[E委員]

今回の委員会でこのテーマを投げかけられていますが、今こういうところの改正が必要だというようなことなどを踏まえて、それに沿って話をしたほうがいいのではないかと思います。

[委員長]

実は、私たちはいろいろ考えた上で、これがベストに近いものだと思ってやっているのです。今まで何年もかけて様々な形で改訂を重ねてきたのですが、本当にこれでいいのかというところを思っ、今回のテーマにさせていただきました。今日の皆さんの御意見を伺って、やはり裁判所独自の理解で作っていたのだと気付かされました。

[E委員]

もう少しフローチャートを使って図解をして、分かりやすくするというところでしょうか。

[委員長]

図解的に見て分かりやすいほうがいいという意見は、一方ではありましたが、やはり必要な情報だからということで、文字が多くなっている面があります。今までに伺った御意見で、専門用語が多すぎる、文字が小さい、文字が多すぎて記入する欄が少ない、分からないときに尋ねる場所に関する案内がない、という御指摘はそのとおりかと実感しました。

[H委員]

広島家裁で作成されている説明書類を見たときに、すごく丁寧だと思いました。それがいい反面、最初に見る情報としては、少し多すぎるのかなという印象も持ちまし

た。説明書類の中で一番見やすいと感じたのは、離婚調停の手続のチャート図でした。このような資料が最初に目に入るようにしてあれば、流れが分かりやすいですし、今後自分が何をすればいいのかということが分かりやすくなるのではないかと思います。

[I 委員]

今までの話にもありましたが、広島家裁の説明書類では、字が詰まりすぎている面はあると思いました。詳しく書く部分が必要なのだろうと思いますが、結局直接交付するのであれば、書類の情報だけでなく、相談する中でいろいろな問題を個々に見ていくのであれば、なんとなく相談に乗る側が分かればいい程度の情報でよいのかという感想を持ちました。

最高裁判所が作成している説明書類についても、結局、一人で書くわけではなく、相談しながらということであれば、この程度の情報でよいという気もしました。

[J 委員]

今回、利用しやすい裁判所ということがテーマとなっていますが、利用しやすいという意味では、例えば夫婦の不和などについては、家庭裁判所に来る前の段階で、いろいろな知識を得て、家庭裁判所に行くかどうかを考えた上で決めることになると思いますので、裁判所の広報が必要になってくると思います。裁判所のホームページを御覧になる方は多いと思いますが、一方で、それ以外に何をするかということがあると思います。

先ほど私がお配りしたアンケート用紙は、山口家裁で実際に実施されていたものですが、このようなことを行われている庁もあるということで情報提供させていただきました。今日の議論は、どちらかというところ、申立てに至るまでのところでの利用しやすさが中心でしたので、このアンケートは本日の議論から外れたところになると思います。ただ、調停を必要として利用された方々が、いかに利用しやすかったと感じたかどうかについて、その方々の御意見を踏まえて、さらに利用しやすい家庭裁判所になったらいいと思っています。このアンケートについて、できれば委員の方々の御意見も聞いてみてもらい、広島家裁でどのようにされるか検討をしてもらえればよいと

思います。

また、当事者に配布する調停の説明資料についてですが、確かに情報量は多いと思います。ただ、家事調停で弁護士が代理人についていない場合は、調停の開始時に調停委員が調停手続について当事者に詳しく説明されていますので、その説明とこの資料に書いてあることが重複しているのだとすれば、事前にどの程度この内容をお知らせしておく必要があるのかということもあるでしょうし、説明を聞いた後で復習的に読んでおいてくださいとお知らせするというので、資料とリンクさせることによって、情報量が多すぎるという点について調整が図られるのではないかと思います。

また、当事者が提出する書類については、当事者が提出した書類を調停委員が整理されるなど、実務上は柔軟にされていると感じています。ただ、説明書類には、申立人が提出する書類には「甲1」、「甲2」と記入してくださいと書いてあっても、このとおりにする人もいれば、しない人もいるのだと思いますので、書類の提出が必要になった時点で、提出する際の注意事項を別紙のような形で渡すほうが分かりやすいと思いますし、文字量も減るのではないかと思います。

[委員長]

どうもありがとうございました。時間となりましたので、以上で議論を終了します。

7 次回の予定等

(1) テーマ

「要配慮者に対する対応について」をテーマとする。

(2) 期日等

平成29年12月20日(水)午後3時

以上